

第4回三重県社会的養育推進計画(Ⅰ期)策定検討会議議事概要

日 時 : 令和6年10月18日(金) 15:00~17:00
場 所 : 三重県総合文化センター レセプションルーム
公開・非公開 : 公開(傍聴者3名)
委員出席者 : 藤原座長、吉田(明)委員、平賀委員、中野委員、石田委員、奥野委員、
阪本委員、西村委員、山本委員、須藤委員、北脇委員、鍵山アドバイザー、
堀川委員(ZOOM)、
オブザーバー委員出席者 : 紀平委員、内山委員、吉田(万)委員、大嶋委員
その他 : 市町児童福祉主管課担当者、児童相談所職員

【座長】

この会議も4回目を迎え、素案もまとまってきているが、非常に難しい課題に取り組む状況になっている。一番大きな問題は子どもたちの支援についてである。従来の行政は分業してうまくいっていたということだと思うが、子どもの育ちという点から見ると様々な支障が出てきていると思う。従来の行政の発想を超えて課題解決の方法を磨いていかなければいけないと思う。皆さんの活発な意見をいただきたい。

(三重県社会的養育推進計画(Ⅰ期)の素案について)

【事務局】

まずお詫びが2点ある。

これまで評価指標の目標値設定については1つでもいいとお伝えしていたが、国に確認したところ67指標のうち47指標で目標値設定が必要ということであった。今回の素案には目標数値という形で入れている。

もう1点は計画書の体裁に関して、本来は「現状の取組」、「課題」、「今後の取組」の3構成で計画となるが、今回は国の67指標のこともあり、「今後の取組」を中心に本文を書いている。見にくい部分もあるがご了承いただきたい。

計画全体に関わる事項については、「総論」で規定し、個別的な項目については「各論」で規定する二部構成で考えている。

まずは「総論」の部分をご覧いただきたい。

ポイントとしては今までは「介入」と「支援」の両方を整備してやってきた。今後は令和4年の児童福祉法改正に沿って、各市町における虐待に至る前の予防的な支援と、親子関係の修復が必要な家庭に対する親子関係再構築支援の2点を中心に考えていかなければいけないと思っている。そういったこともあって前期計画の取組を一部見直し、効果の高い取組を継続する。また、令和4年の児童福祉法改正の趣旨に沿って、妊娠・出産期の予防的な支援から子どもが自立するための支援まで、途切れなく隙間のない総合的な対策をまとめることとした。

2ページでは、基本理念と基本的方向の2つを規定している。基本理念では「どのような家庭環境で育った子どもであっても」という記述を「すべての子ども」と書き換えている。社会的養育推進計画の範囲が大幅に拡大してしまうので、本文中で「対象は支援を必要とする保護者及び子ども」と限定している。基本的方向については権利擁護を中心に考えて、番号の①から⑩で方向性を示している。

特に予防的な支援については、②県は市町と連携して妊娠出産期から就学期までの途切れのない支援体制を整備することによって、支援を必要とするすべての妊産婦や子育て家庭の負担・不

安解消を図り、虐待に至る前に支援を行う。

③は身近な地域市町での虐待対応力を高め、虐待の兆候を早期に発見して即対応することで虐待の重篤化を防ぐ。

続いて緊急保護、社会的養護のステージでは、

④で、県は虐待で子どもの安全が脅かされる疑いがある場合は子どもの安全を最優先に一時保護及び家庭分離を行う。

⑥家庭養育優先の原則を基本とした多様な選択肢を用意するとともに、子どもの状況に応じて親子関係の再構築に向けた支援を行う。

自立支援では、⑦子どもの施設退所後、里親委託解除後を見据えたリービングケアを充実する。情報の収集と発信及び調査研究では、⑨と⑩がある。

全体の方向性については子どもの権利擁護を中心に置いて取り組んでいく。

6ページのイメージデザインを合わせて見ていただくことでご理解いただけると思う。

ここでは先ほどの基本理念と3つの支援の柱という形で、「予防的支援」、「親子関係再構築支援」、「自立支援」の3つの柱を中心に考えていきたい。

目標設定としては要対協の把握児童数、あるいは保護者支援プログラム提供件数、施設退所後・里親委託解除後の孤独率、そういったものを成果指標として設定していけたらと考えている。

4つのステージを通じた支援については、予防的支援ステージに厚みを持たせた。要支援度を示すグラデーションは変わっていないが、黄色の部分の緊急保護ステージを「在宅支援」という言葉に置き換えている。子どもの権利擁護については妊娠・出産から考えていかなければならないことを示している。妊娠期や出産期も踏まえて予防的支援を行っていかねばいけない。

緊急保護ステージや社会的養護ステージでも親子関係の再構築に向けて関係性を作り上げていく支援に取り組んでいく。

自立支援のところでは、失敗や挫折した場合に拠り所となる安全安心な居場所を作っていく。全体を通して子どものパーマネンシー保障も考えていかないといけない。

下の図の連携による隙間のない支援についても、「医療機関」を新たに加えている。

3ページに戻って、子どもの権利擁護への支援が根本となる重要な事項であると認識している。今後の取組として、県では第三者機関による子どもの意見表明を保障する仕組みづくりを進め、それと併せて引き続き子どもの権利擁護に関する研修を実施する。これは里親養育関係者にも研修対象を拡大していかなければならないと思う。

4ページはパーマネンシー保障に関して、ついつい特別養子縁組の成立に重点を置きがちであるが、それ以外の全般を含めて保障体制づくりを整備していかなければいけないと思う。

途切れなく隙間のない支援については3つのポイントがある。

各機関が持っている情報の量と質の格差解消を目的として、情報の共有化と連携のコーディネート機能、関係機関間における情報の引継ぎを的確に実施すること、以上の3点で途切れなく隙間のない支援を実現していきたいと考えている。

7ページの計画の評価指標・関連資料について、子どもの見込み数は最終ページに数字が並んでいる。三重県人口は2020年の実績値で0歳から19歳の小計を見ると29万5794人、5年前に作った計画の数字が29万8595人なので、すでにこの5年で2801人の差が生じている。2025年では1万6000人減、2030年には2万2000人の減少が予想される。措置児童の予測値を下の方に反映させている。19歳までの人口の推定値と18歳になる人口の割合が94.04%。さらに措置児童の実績の割合、平均値を見ていただくと0.114%、0.159%。ここから導き出される2029年の措置児童の予測値は435人となる。

潜在的需要の因子として5つの因子を考えている。要対協で把握されている児童数の推移やショートステイの利用実績、または養育支援訪問の実績。これら3つの因子の伸び率の平均値。それと一時保護の児童数、2ヶ月を超えて一時保護した件数の伸び率の平均値。それらを全て掛け

合わせると4割近くの数字になる。40%の潜在的な需要があるのではないか。それと措置児童数を掛けて2029年には608という数字になる。

この608人という数字を年齢別の里親委託率に掛け合わせた数字が里親の欄である。2029年予測値を見ていただくと里親委託児童が272人、施設措置児童が336人、合わせて608人になる。

7ページに戻って、(2)の評価指標は大分類と中分類となる。今回の3本柱である予防的支援、親子関係再構築支援、自立支援に県独自の評価指標を設定している。

(3)の関連指標は小分類である。国の67項目のうち重要となるものを1つ抽出して中分類にしているが、それ以外の部分が小分類である。そこには目標値を置いたり置いてなかったり、あるいはベクトル表示しているところもある。

(4)はツリー図である。19ページから10ページに渡ってツリー図が入っている。ここで青字の部分が県独自の指標。赤い文字は国が言うところの目標値を設定した項目となる。黒文字は目標値を設定しなくてもいい項目である。大分類・中分類・小分類という形でPDCAサイクルをやっていくときに関連性に基づいて評価していくこととなる。これらの目標数値については、小分類であっても今後も国から実績を求められると思うので、毎年毎年、数値を取っていきたいと考えている。

8ページは計画全体の検討課題について、前回の骨子案では一番最後の部分に掲載していたものであるが、総論及び各論に記載する今後の取組を通じて解決に向けて取り組むとともに、調査研究を行って検討を重ねていかなければいけないとの認識を示している。

(1)は先ほども説明した「子ども数の見込み」。あくまでも今回は潜在的需要ということで県が設定した数字であるが、5つの因子以外にも適切な因子があるかもしれない、あるいは、具体的な需要率を数値化することも可能かどうか今後検討していかないとはいえないと考えている。

(2)子ども権利擁護と意見表明の仕組みや能力開発について、現在はアドボケートを派遣して、利害関係のない第三者的立場から子どもの意見形成を支援している。こうした人材育成や環境整備を推進していかなければならない。

(3)子どもの自立のための支援戦略について、子どもが自立を失敗したとき、挫折したとき、安全で安心な居場所に戻ることができる仕組みづくりに関して調査が必要になってくると思う。

(4)最大の課題として、人材確保と育成については、社会全体の働き方が変わってきていて、人と人の繋がりを大切にする福祉の現場においても人材確保・育成が難しい状況となっている。現存する人的資源や公的資源を十分に活用しながら、行政機関あるいは関係者・関係機関と合同で調査研究をしていくことが必要だと考えている。

(5)支援のための財源の確保について、児童1人当たり月額大体60万ぐらいかかっているが、国と県合わせて支出している。県としては必要な財源を確保しつつ、予防的支援ステージにおいて子どもが虐待を受けないように市町と緊密に連携協力して、保護者を含めて子育て支援を提供することが求められている。

11ページからは各論部分に入る。

(1)市町のこども家庭支援体制の構築等に向けた県の取組で、最初に、市町の相談支援体制の整備に向けた県の支援について、市町に設置される「こども家庭センター」と連携して、母子保健コーディネーター等の職員の人材確保や妊産婦や子育て家庭の相談体制を支援していく。

2つ目は市町の家家庭支援事業等の整備に向けた県の支援について、子育て短期支援事業(ショートステイ事業)等の委託先として、市町と情報を共有化することによって里親・ファミリーホーム、児童家庭支援センターを積極的に活用していきたい。市町と相談しながら母子生活支援施設も幅広く活用できる体制整備を図っていききたいと考えている。

3つ目は児童家庭支援センターの機能強化と設置促進に向けた取組として、児童家庭支援センターの相談機能の充実を図るとともに、親子関係の再構築に向けた保護者支援プログラムの習得

支援においても職員の育成として取り組んでいきたい。

12 ページの (2) 妊産婦の支援に向けた取組について、11 月中旬に健やか親子推進部会を開催する予定であり、今回の資料には反映していない。

次に (3) 一時保護改革に向けた取組について、これまでも一時保護専用施設の整備促進に取り組んできた。現在は 5 施設で定員 24 名となっている。しかしながら、一時保護専用施設は施設職員の確保が非常に難しく、既に入所施設の本来業務に影響が及んできている状況である。今後は児童養護施設や乳児院の空きスペースの利用、あるいは里親・ファミリーホームを活用した委託一時保護にも対応していきたい。そのためには、里親を対象とした育成支援も併せて行わなければならない。また、社会福祉審議会児童福祉専門分科会の意見聴取方法や、子どもからの意見表明を把握するアンケート等の実施方法も確立していきたい。

13 ページの (4) では、里親・ファミリーホームへの委託推進に向けた取組として、里親委託率のこれまでの実績を踏まえて、現行計画と同じ 3 歳未満児 60%、就学前 60%、学童期以降 40%、全年齢を通じて 45%と設定するが、但し書きに、5 年間の計画期間内に設定した数値を超えた場合には、国の策定要領に記載された目標値である乳幼児 75%、学童期以降 50%等に置き換える。24 ページのツリー図の里親委託率については、5 年間を通じて一定の数字を置いている。本来であれば増加傾向の数字を置きたいところであるが、但し書きを含め毎年度同じ数値目標でいきたい。

13 ページの里親・ファミリーホームに関する部分で、入所施設での OJT 研修やショートステイ等の委託、あるいは子どもの自立支援活動をふまえて、里親・ファミリーホームが活躍する機会を提供していきたい。特に入所施設での OJT 研修などで子どもと接することによって里親にも様々な気づきがあるかと思う。そういう機会を有効に活用してほしい。

(5) が施設の多機能化・機能転換について、基本的には令和 6 年度でユニット化あるいは小規模化、地域分散化が完了しているという認識である。緊急の一時保護の要請に対応できるように定員を一定数確保する必要があり、定員は現状維持が適当であると考えている。しかしながら、実際は人口減少により定員割れが起こるかと思う。そうすると、施設運営が厳しくなると想定されるので、空きスペースを活用し、施設の強みを生かした事業展開を支援していきたいと考えている。

14 ページの①母子生活支援施設に関して、親子関係再構築に向けて段階的に支援を実施できるよう、施設職員のサポートを受けながら短期入所を実施するなど母子生活支援施設の生活サポート機能の活用を市町と連携しながら促進していきたい。

15 ページの (6) 自立支援に向けた取組について、社会的養護経験者は様々な苦難を乗り越えて、経済的にも精神的にも自立した大人になることが期待されている。しかしながら、自立に失敗あるいは挫折を感じたときに孤独に暮らすのではなく、安全で安心な居場所に戻れるアフターケアの環境を整備しておかなければならない。そのためにも子どもの実態を把握していかないといけない。

16 ページの (7) 児童相談所の強化に向けた取組について、現在も職員が不足する状況が続いている。経験の浅い職員も多く、各自が過大な業務を抱えている状況である。県は児童相談所の業務の見直しや児童家庭支援センターの指導委託の促進、非常勤弁護士の増強などで業務課題に適切に対応できるように整えていく。警察等の関係機関と連携・協力関係を深め、家庭訪問等の目視による確認とあわせた AI 等先端技術の活用による、より高度な児童相談体制構築を目指す。

また、児童相談所職員の人材育成計画を今年度に定めることとしており、対応する職員の資質向上に努めていきたい。

(8) 障害児入所施設における支援について、障がいのある、特に発達面での障がいが見受けられる方が増えていることもあり、役割に応じた途切れない支援を提供する体制づくりに取り組んでいかないといけない。

6の「次期計画づくりに向けて」では、先ほど検討課題に挙げた5つの項目について、具体的にどのようなことに取り組んでいくのかを示している。例えば、子どもの権利擁護については、ライフストーリーワークは単なる真実告知ではなく、適切な時期に子どもの様子に寄り添いながら告知するというところに意義があるので、そういうところも踏まえて検討していかないといけないと考えている。17ページの⑤では、支援のための財源の確保では、県は市町と連帯して十分な財源を確保する責任があり、その確保策として「ふるさと納税」や「企業版ふるさと納税」、「企業からの寄付金」などについて関係部局を交え検討を行う。

18ページはPDCAサイクルによる評価指標の分析と抽出される課題について、評価指標の目標設定がかなり多く、その実績値を元にPDCAサイクルをまわして評価分析を行い、ボトルネックを抽出していきたい。抽出された課題については、専門家とともに解決に向けて検討を重ねていきたい。

関係機関との連携や情報収集・発信について、大学や調査研究機関、施設や学校との緊密な連携・協力が必要となる。そういった仕組みづくりも行っていきたい。また、情報収集・発信については、県は全国の成功事例や研究発表、地域の活動報告等の有益な情報を収集し、関係機関と課題解決のためのヒントになるものを情報提供していく。それを必要な情報ネットワークに発信することで、さらなる連携強化につなげる。

【座長】

事務局からの説明ありがとうございました。ここから質問を受けたいと思う。

【委員】

妊産婦の支援に向けた取組に関しては、11月中旬に推進部会を開催するということがあるが、現在の進捗状況だけでも教えてほしい。

【事務局】

推進部会が開催されていないということで、進捗が整理できておらず申し訳ない。

推進部会を出ているのは妊産婦からのニーズをいかにキャッチしていくかであり、相談支援を提案の中心に置く予定である。

【座長】

それでは議論に入りたいと思う。

「予防的支援ステージ」と「緊急保護及び社会的養護ステージ」、「自立支援ステージ」の3つに分けて意見をいただきたいと思う。

まず「予防的支援ステージ」の部分は市町と関わりが深い部分だと思うので、関連委員からご発言をいただきたい。

【委員】

子どもが実施する虐待防止の啓発について、大きく啓発をすればするほど通報がどんどん増えている現状である。そのため、啓発の大事さは感じている。地域に目を向けてもらうことが大切であるので、啓発は今後も引き続き強化してやっていきたい。

【座長】

今までの組織から新たに「こども家庭センター」を作っていくというような提案に関しても、市町の状況などを具体的に教えてほしい。

【委員】

母子保健と児童福祉の連携について、きめ細やかな連携が必要であると日々の業務の中で感じている。当市では、1つの建物内にそれらの業務が入ったので、情報の提供や相談支援が母子手帳の交付の時点から児童福祉と繋がっていく仕組みづくりが大事だと考えている。それを担う統括支援員の専門職を育てていくことは喫緊の課題となるので、国と県には育成の支援にも力を入れてほしい。

【委員】

当町では、社会的養護のニーズに対して行政職員が中心になって支援を行っている。専門職である「こども家庭ソーシャルワーカー」を必要としているのが現状である。これまで町では、事例が少なかったこともあり、専門職を育成する組織体制の確立が遅れていた。支援計画づくりを始め、関係者間の連携も進めているが、円滑に進んでいないところも若干見受けられる。令和4年度の法改正から職員配置を始め、取り組む基盤を整えてきた。来年度には「こども家庭センター」を設置する予定である。今回の資料にもあるとおり、予防的支援ステージから自立支援ステージまで、途切れのない支援を継続するということであり、そこには予算と人材が必要であると意識している。職員の人材育成や支援の質の向上に尽きると思うが、人材においても専門職と気概のある職員配置ができるようにし、人事交流や研修への参加ができる環境整備を整えてスキルアップを図っていききたい。連携を大切にして風通しの良い組織として進めていききたい。職員数が少なく負担が集中してしまわないよう、職員に対するケアと働きやすい環境づくりも進めていく必要を感じている。要保護児童対策地域協議会を始めとする各関係機関と連携して、支援に努めていききたい。

【座長】

少し整理をしておきたい。三重県では、「子ども家庭総合支援拠点機能」を27市町に設置されていて、「こども家庭センター」については設置されているところとされていないところがある。その他に「子育て世代包括支援センター」があり、「こども家庭センター」にはどういう役割を県としては期待しているのか伺いたい。

【事務局】

母子保健と児童福祉の連携の中で、子育て家庭支援の幅が妊産婦期から子育て期まで途切れのない形になるような役割を期待している。要保護児童対策地域協議会との絡みもあり、そうしたところとの住み分けを考えながら、地域で子育て支援に当たることを期待している。

【座長】

児童家庭支援センターの役割との違いについて、委員から地域での取組を聞きたい。

【委員】

我々の児童家庭支援センターも普段から市町と連携しており、例えば、要保護児童対策地域協議会の実務者会議に参加しているが、役割分担というか対象となる子どもや家庭が若干異なっているというところがある。我々の地域では、通告されるケースや要保護・要支援に該当するケースを要保護児童対策地域協議会は取り扱うが、児童家庭支援センターの場合はそれ未満というか、もっと初期の子育て不安といった相談を受けている。会議に出席し情報共有を行っているが、そこに情報が上がってくる児童に関わっていく割合は少ない。ただ、初動的に子育て不安に関わっていくという意味では、会議で情報共有することによって少なからず役に立っていると自負している。

【座長】

先日、社会的養護を経験した委員との意見交換があった。その中で非常によかったと言われていたのは、専門職の支援を受けることよりも同じような子どもを育てる地域の中にいる人たちとの関係がとても近かったという話である。例えば、そういった機能が「こども家庭センター」に期待されているのではないかと思う。

【事務局】

これは社会的養護後の自立支援ステージの話になるかと思うが、社会的養護を経験した方が気軽に集える自立支援の拠点づくりは、今年度から国で事業化され進める動きはある。三重県ではまだそこまで行っていない状況である。例えば、里親の場合には里親家庭が拠点となる。施設においても拠点機能を果たしていただきたい。ただ、全く何も動いていないわけでもなく、例えば三重県児童養護施設協会の中で自立支援部会が設置されている。どのような施設でそのような活用が考えられて、社会的養護経験者が気軽に集まってくるのかといった検討は、もう少し力を入れていく必要があると考える。

【座長】

拠点機能の点も重要だと思うが、福祉と繋がっていない一般家庭においても子育て不安を抱えている方がいる。そうした人にとっては地域で同じように子育てをしている人同士の自助グループが有効なのではないかという問題意識がある。そのような自助の取組に対する地域の考えは如何か。

【事務局】

「こども家庭センター」としての役割の中で、地域資源の開拓であったり、それぞれの支援を繋いでいく役割は、業務として担うこととなっている。そのため、今後、「こども家庭センター」を中心にネットワーク化、各市町で資源をつないでいく形を取ってもらうこととなると思う。現在も各々の市町や子育て世代包括支援センターでもそのような役割を担っている。いわゆるハイリスクではなくポピュレーションアプローチに近いところでの支援を担っている。市町と「こども家庭センター」を中心に実施してもらうこととなると考えている。県としてもそのようなところをしっかりと支援していきたいと考えている。

【座長】

「こども家庭センター」がどのような活動を行うのかはとても今回の計画の中で重要な部分である。このことについて委員から意見はあるか。「こども家庭センター」が市町の子育て・妊産婦に対する支援の中心機関となる。県の説明を聞いても、何か具体性がないような印象を受けてしまう。

【委員】

具体的な話では、私にはママ友がいたことで子育てを助けられてきた体験がある。

保育園の先生たちがすてきな先生で、ママ友の繋がりを強めてくれる活動を行っていた。数ヶ月に1回、「お話ししましょう会」のような場を開催し、在園児の保護者に呼びかけを行い、飲み物やお菓子を準備してくれた。20名程度のお母さんたちが参加し、椅子に座り、円になり、ざっくばらんに話をした。保育者は端にいて話を聞いているだけだが、テーマを与え、悩み事はないか尋ね、それに対し一人一人のお母さんがポツポツ家庭での悩みを話していく。子育てに悩みを感じていなさそうなお母さんも、その場では涙を流して悩んでいることを打ち明け、お母さんたち皆で共感し合いながら話した時間に心が救われた。みんな内容は違えど悩みながら子育てし

ているのだと気づくことができた大切な時間であった。園では保育者は保護者の方と毎日顔を合
わすることができる。これから先義務教育に進めば、保護者との連携はどんどん難しくなる。虐待
予防を考えるのならば、子どもの様子はもちろん、保護者の様子も日々感じ取ることができ、す
ぐにアプローチに繋げることができる保育の場を活用するべきだと感じる。園は保護者にとって
一番近い公共の場になる。そこで横の繋がりを強化できる関わり方、イベント等（地域の妊産
婦も含め）を催してくれると、お母さんたちの救いになり、予防的アプローチができるのではな
いかと思う。

【座長】

市町がどのような構想を持っているのかということで、（発言できないのは残念であるが、）本
当は発言してもらい情報共有できるといい。この会議の後に、市町からメールとか書面とかで、
どのような方向でこども家庭センターを運営しようと考えているのか、あるいは、自治体として
自慢できるような取組であるとか、そういう情報が集まるといいと思う。

【委員】

今一番問題になっているのは、「助けて」と言う家庭を助けるだけではなく、「助けて」という
声をあげられない家庭を、如何にして支援に結びつけるかが重要であると思う。今回参加してい
る市町の担当者の中で、どのような形で問題を抱えた家庭を発見していくのか先駆的な取組を行
うところがあれば計画に盛り込んでほしい。

【委員】

定期検診に来なかった家庭に対して、絵本を届けに児童家庭支援センターの職員が訪問する
という一歩踏み込んだ取組について聞いたことがある。訪問のきっかけを如何に作るかを考えるこ
とが大切である。今は個人情報保護の観点から子どもの情報が出てこないで、一歩踏み込んだ
取組で児童家庭支援センターと市町が情報共有しながら、取りこぼしが出ないようにするが課題
であると思う。

【委員】

予防的支援ステージが計画の中で一番厚くあるべきであると私も考えている。妊産婦生活援助
事業に実際どれぐらいのニーズがあるのかは分からない。基本的に母子で入って来られる施設で
あるためどの程度の人数か（ニーズ）把握できていないのが現状である。子育ての支援を行う場
を知らない方が多く、地域にそのような方がたくさんいるのだろうと考えている。計画の柱とし
て母子生活支援施設をあげているので、実際に単身の妊婦をチャレンジ的に受け入れてと素案の
中に記載されているので、ぜひ予防的支援ステージに母子生活支援施設を活用した事業の事例を
作ってほしい。支援が必要な妊婦の方に声を上げてほしいということを知ってもらいたい。

【座長】

次に「緊急保護及び社会的養護ステージ」について、里親関係者、児童養護施設関係者から発
言をお願いしたい。

【委員】

里親委託率について、5年間の計画期間内に設定した数値を超えた場合には、国の策定要領に
記載された目標値とするという2段階設定が必要であると県として認識しているという理解であ
るが、計画を実現するというのであれば、7年度は何%、8年度は何%、9年度は何%という
ような年度ごとの目標を示さないとPDCAサイクルを的確に回していくことができない。里親

のリクルートについて、今後里親が市町のショートステイを担い、在宅の家庭支援を積極的に担う必要があるため、県内各地に里親を増やす計画を立てる必要があると考える。高い里親委託率を基礎に必要里親数を想定し、今後の里親リクルートの計画を立てることが必要だと考える。また、里親数が増えると未委託里親が増えるという意見もあるが、子どもの最善の利益ということとを考慮すれば、子どもに最適な里親を選択することができるようになると思うし、未委託であってもショートステイや一時保護など委託率に反映されなくても活躍できる場があれば、里親のモチベーションは維持できると思う。

【座長】

乳児院、児童養護施設からは如何か。

【委員】

里親と乳児院とは両輪の関係である。社会的養護の子どもたちを支えていくために協力していかなければいけない関係と考えている。途切れのない支援を考えると、子どもが施設に来るときに児童相談所職員と支援についてやり取りを行う。そこに至るまでにきっと市町職員も関わっていて、退所して地域に戻っていく段階でも市町職員に支えてもらうことになる。しかし、市町職員の体制もあるのか、その後の子どもの処遇について私たちには知る機会がない。我々には児童家庭支援センターがあるので、共有会議で子どものその後の様子を聞くことができるが、児童家庭支援センターがない施設の職員は子どもがどのような状況にあるのかを書類から想像するしかない。そのようなところがうまく繋がるといいと思う。子どもが退所していくときに、安心してもう大丈夫という形で退所する子どもは少ない。退所後も再び施設に戻ってくることもある。市町との連携で途切れのない支援を深めていきたい。

【委員】

以前は、児童養護施設も乳児院から入所する子どもが多かったが、現在は小学校、中学校、高校から入所する子どもがいる。そのような子どもたちにとって、入所以前の地域での生活状況が大事な情報になると思う。そのような情報を児童相談所でまとめた資料から読み取るしかない。施設の生活の中で支援を考えている。そこは里親も同じ状況であると思う。生まれたところから入所するまでに、必ず支援する立場の人がいるはずであるが、途中のどこかで子どもたちへの支援が途切れている。その途切れたところが課題となって出てくる。施設で働く職員はそこを結び直している。市町において専門職が少なく困っているという話があるが、それは施設も児童相談所も同じで、専門職の育成や事例検討は絶対に必要であると感じている。

【委員】

県内のファミリーホームで集まって近況報告を行っている。その中の話ではあるが、ファミリーホームは里親という枠の中にあり、数を増やすところに力点が置かれてきた。私がファミリーホームを始めて7、8年になるが、全国的に見てもファミリーホームを取り巻く状況が変わってきた。例えば、7、8年前にはファミリーホームは施設よりは難しくない子どもを預かって養育をすることでいいのに、難しい子ばかり来てアップアップしているという発言があった。だけど今はそれが当たり前の状況であり、ファミリーホームにあえて難しい子どもを措置している。家庭という枠の中で養育することで施設に上手く適応できなかった子どもが何とか適応していく。それがファミリーホームの役割であるという意識が変わってきた。そういう中で県内のファミリーホームの管理者同士で話したところ、今後はファミリーホームを増やすのではなく、役割を考え直していくべきではないかと意見が出ている。県内のファミリーホームはそれぞれ特色が違う。あるファミリーホームでは長期の子をお預かりしている形であるが、あるファミリーホームでは

家庭に返していく子どもを中心に預かっていて、一時保護の子どもを受けているところもある。家庭的養育を推進していく流れの中で、緊急的に保護が必要な子どもがいる時、今日の夕方から預かれるという里親は少ないと思う。そこをファミリーホームにおいて受け入れる余地がある。この計画の中でファミリーホームを新しく立ち上げるのに相応しい方がいれば、ファミリーホームを新設していけばいいと思うが、ファミリーホームの機能を見直して、それぞれのファミリーホームの特色を生かしながら里親をサポートするようなこともできると思う。もちろんショートステイを受けることもできるし、緊急一時保護を受けて落ち着いた子どもを里親に引き継ぐことも考えられる。里親委託率が上がるとうまくいかないケースも増えてくると思うが、そうした不調を減らしていく役割も担えるのではないかと思う。このような様々な可能性を計画の中に盛り込み、それを県として後押しするような形を作ってもらえると、ファミリーホームとしてもっと役に立てると思う。

【座長】

途切れのない支援という視点から貴重な提言をいただいた。それでは緊急保護ステージについて児童相談所から発言をお願いしたい。

【委員】

緊急保護ステージについて、児童相談所の役割を自覚している。現場では児童福祉司や児童心理司を増やしているが、未だ満たされていない。人数不足を解消していく必要があるという認識は同感である。ファミリーホームからの話にもあったが、今日の午後から子どもを預けたいという要請に応えられる里親はいなくはないがごく少数である。伊賀地域では一家庭あるかないかの状況である。緊急保護ステージで家庭的養育を推進しようと思うと、里親登録数の絶対数が全く足りてないと思う。未委託率は上がってしまうが、里親数を何として増やしていかななくてはと考えている。職員の資質向上も大きな課題である。国は人材育成対策としてスーパーバイザーの設置を打ち出しているが、専任できるような人員の余裕がない。職員それぞれが担当業務を持ちながらスーパーバイザーも担う状況である。また、一部の児童相談所には里親専任の職員がいないため、民間フォスティング機関がフォローする体制を充実していかなければならない。里親委託率の向上という宿題もあり、一機関が担える業務量の限界が近いと感じる。そのような状況を踏まえた計画と数値目標になることを望む。

【座長】

それでは自立支援ステージに移りたいと思う。本日発言していない委員からお願いしたい。

【委員】

我々の施設にはなかなかそのまま自立が上手くいく子どもはいないというか、難しいというのが現状である。それは頼る人がいない孤独・孤立というのが問題となっていると感じる。このような状況を支援する仕組みが必要である。プラットホームができるといいと感じている。それには情報をどれだけ全員で共有していけるかが重要である。我々の施設から自立した子どもにはどのような背景があって、また、何かあれば受け入れられると言えるかどうか、コーディネートできるのかを考えることが重要である。

【委員】

我々の施設では、様々な理由から家庭で生活できない子どもたちが5名生活している。それそれに生活面や金銭面で課題がある。職員が一緒になってアドバイスしながら自立に向けて生活している状況である。もちろん職員だけでは自立に向けた生活ができないので、児童相談所職員や

職場の方と協力しながら支援している。事業としてのアフターケアもあり、今は正職員2名、パート2名で運営しているが、十分にケアできていないのが現状である。しっかりその点についても力を入れていきたいと思う。

【委員】

我々の場合、中学3年生で退所する子どもが多いが、そのあとの高校がなかなか続かないという状況がある。先日の作業部会で情報交換したときに話をしたが、できれば高校と連携していけると大分違うという印象がある。我々の施設も入退所するときの情報で市町職員が来て連携が取れると、もう少し深いところで子どもの支援に回ってもらえるという印象がある。予防的支援として市町で設置する「こども家庭センター」について、すごく敷居を低くして、誰でも相談に行ける場所が必要であると思う。我々の施設に電話をかけ入所をお願いしたいと言われるお母さん・お父さんがいるが、児童相談所に一度相談くださいと言うと、もう敷居が高くなったという印象がある。児童相談所に相談するのは虐待してる人だとか、そういう印象になってしまうのか敷居が高い。そのようなときにもう少し誰でも相談できる場所があるとよいと思う。

【委員】

私は養護施設で育って18歳で自立したが、その自立が一番きつかった。施設を退所するときに40万円程度のお金を持って一人暮らしを始めたが、その40万円がなくなったら自分は何もできなくなってホームレスと同じになってしまうという思いがあった。そこを支えてくれる居場所や相談できる機関があればいいと思う。

【座長】

先日、委員から様々な話を聞き、委員だから頑張れたのではと感じた。そこで潰れてしまう人も多いのではないかと感じた。そのような人をどのように支えていくかが必要であると思った。それでは「ライフストーリーワーク」とか「自立」をテーマで委員から発言をお願いしたい。

【委員】

「自立支援」という言葉としては分かりやすいが、個々の事情が異なるので対策を講じるのはなかなか難しいと思う。話を聞いて思ったのは、過去にアクセスしたい時期が訪れるということ。そのことに対して備えておくことは大事であると思う。児童相談所にも沢山の資料があり、里親であればなおさら生活に密着した情報が集積されている。そのようなものにワンストップでアクセスできるようなルートを出身者に示しておくことができれば、それが入口となって孤立の未然防止のような機会にならないかと期待した。「ライフストーリーワーク」の取組と通じる部分があると思う。三重県では、入所を継続している、小学校・中学年の子どもが、なぜパパやママと暮らせないのかと疑問を抱いたときに「ライフストーリーワーク」を検討して実施している状況である。子どもの各担当の福祉司と心理司だけで進めるのではなくて、ワーキンググループ的な「ライフストーリーワーク勉強会」を組織して、そこで事例検討をしながら取り組んでいる。自慢させてほしい部分である。

【委員】

私がこの策定検討会議に参加して一番強く伝えたいと思っていたことは、現在は社会的養護から外れた人たちも自分の過去を知りたいと思う人がきっとたくさんいるということである。私が児童養護施設にいた6年間は自分のなかで抜け落ちている空白の期間である。自分がどんな人間だったのか、誰に愛されてきたのかというのが未だに分からず、その時期のことを考えると今でも不安になり、寂しい気持ちになる。自分の子どもたちに「ママはどんな子どもだったの」と聞

かれても答えられない。自分の父も施設にいた時期の私のことについて答えられない。それがとても寂しい。施設に居た6年間の記憶や思い出がない、ということが私にとって欠落した部分として残っているので、補いたい、知りたいという思いが強くなる。

社会的養護から外れた後も、その人の人生は続いている。そして、いつかは大切な人ができ、自分の子どもを育てる時が来るかもしれない。その子どもが社会的養護を経験した親を想う時に、自分の親はたくさんの人に愛されていたと安心させてあげたい。社会的養護を経験した人は大切な人に何を語ってあげられるのか。

そのためにも施設や里親の元にある日々の記録を電子化し、施設出身者がいつでも思い出のアルバムを見られるようにしてほしい。

【委員】

我々が預かっている子ども（高校生）の友達から相談を受ける機会があった。その友達は過去に一時保護されたことがあって、いま家にいるのが辛いと話してくれた。社会的養育に関わったことがあるということで支援の方法を調べたが、法的にはうまく繋がらなかった。しかしながら、話を聞いてもらって、色々な手法があることを知って安心できた。里親やファミリーホームにはある程度の知識があって、インフォーマルに頼ってもらえる資源にもなりえる。里親も、少し頼りになる存在として地域にいることを感じて知ってもらえる。市町と協力しながら途切れのない支援や自立の部分にも関わっていくことができる。様々な機関に里親とファミリーホームを活用してもらえると、我々の方も地域で暮らしやすくなっていく。地域に根差した強みを活かして、色々なステージで活躍できると思う。

【座長】

結局は、地域にどのような資源があるのかを「こども家庭センター」がきちっと把握してうまく連携し調整していく機能ができたらいと思う。そうすると、予防的支援がぐっと強くなるとつくづく思った。

それでは、ここで委員からの質問と、座長の立場で申し訳ないが、お答えいただきたいことが2点ある。

19ページの表で「要保護児童と要支援児童の合計」を目標とするということに違和感がある。これは概算した数である。

数字で違和感を覚えたのは、22ページで「里親・ファミリーホームや施設の平均措置期間」が4年10カ月を目標として維持することの理由がわからなかった。4年10カ月が適正な期間であると理解されている理由について答えられる範囲でお願いしたい。

【事務局】

まず、里親委託率の関係では、60%、60%、40%、トータルで45%という数値の置き方について、現行計画の検討会議で策定された数値であり、一方、その当時、国では75%、75%、50%という目標値を示していた。県も検討したが、現状値が10年前に比べると確かに2倍近くに上がった。でも、近年では横ばいに近い状況である。先程から言っているように児童相談所の支援体制、あるいは、フォスタリングも順次進めているが、まだその体制が組めていない状況である。そのような中で、75%に引き上げても実現できるのか疑問である。よりその実現性や実効性のある取組につなげていくために、ハードルを上げきってしまうと、取組自体が地に着いたものにならない。現行計画の数字を、まずは、次期計画の中でもしっかり見据えながら、進めていこうと調整している。各年の目標設定について、段階的に最終の令和11年度の60%、60%、40%、45%に向けて少しずつ上げていくという考え方、今提示したように各年度しっかり60%という数字を意識しながら取り組んでいくということでの目標数値を置いたが、意見を踏まえて

考えていきたいと思う。

それと、目標数値の設定について、ツリー図の中で、要保護児童対策地域協議会の数は過去一定の伸び率、過去から増えているが、それを目標数値とするのか、増えるのがよいのか減るのがよいのか議論が必要なところである。子どもの見込み数に大きく関わるところで、重く受け止めていきたい。要保護児童対策地域協議会の数値が増えても要保護児童対策地域協議会がしっかりと機能していくよう目指していきたい。

また、平均措置期間の4年10カ月について、社会的養育推進計画であるので、子どもが家庭的養護の中でしっかり育っていく、一方で親子関係再構築に向けた支援もあって、長期化しない、社会的養護の期間があまり長くならないようにしていくという方向もある。

今の平均値を、少なくとも継続して見ていく。この平均値が伸びていくようであれば、家庭的養護に力を入れていく、逆に短くなっていくようであれば、親子関係再構築に向けた保護者支援に軸足を置いて進めていくと思う。この平均値を見ながら、どのように考えていけばよいのか、この5年間でしっかりと議論していきたい。

【座長】

ここで議論を打ち切りたいと思う。

アドバイザーから総括した意見をいただきたい。

【委員】

予防的支援の段階では、実際にテーブルに上がったケース、それを含めた潜在的な方をどのように掘り起こして支援するのか。緊急避難や社会的養護のステージでは、すぐ子どもを預かってほしい方は、どこでもよいという方と、どのような場所で子どもが生活するのか気になる方の2パターンに分かれる。保護者よりも子どもにとって、家庭から離れる、どのような場所で生活するのかわからないという負担をどのように軽減していくのか大きな課題となっている。実際に原因があるので、その原因が解決されて家庭に帰るのか、半ばなのか、その半ばであればどのような支援が必要なのか、協議する場。自立支援については、毎年養護施設から20数名の高校3年生が社会に出ていく。実際その中でもう大丈夫であると思えるのは、ごく一部である。子どもが施設を退所したが、支援が必要となる子どもがどんどん増えてくる。このような状況を踏まえると、情報収集や発信についても、どれだけの人材が必要で、どのような育成が必要なのか、莫大な計画を立てる必要がある。このようなところを少しずつ整理しながら、進めていけるような計画を立てていきたい。

【委員】

全体的なことについて、事務局案はすばらしい案だと認識している。その1つの理由として、主語が、「県は」というような言い方で全部書かれている。そして、県と市町との関係も、「連帯」と書かれているので、決して県の上からの目線で捉えていない。今回の市町の方がオンラインで参加しているのは、これまでにないような取組ではないかと思う。今日の議論を市町の方にも聞いてもらって、「連帯」という横の関係で一緒にやろうということである。特に潜在的なニーズを今後把握していくためには市町の役割が重要であるということは、この検討会議で話題となっているところである。関係機関等と一緒にやっていくというような風潮が、今日の会議でできたのではないかと思う。また、財源の部分でも、県が触れている。公的責任という部分がこの計画の中で明確化されていることの証だと思う。この数値目標も含めて、この案がベストではないかと思う。もちろん色々今後研究しなければならない課題とか、調査しなければならない課題があると思うが、今時点でのベストのプランではないかと思う。その背景として、事務局が各委員から出された意見をきちっと反映させていく、意見をきちっと斟酌した上で意見を採用するとか、

あるいは、採用するならばこういう形ではないかというような姿勢で取り組んでいた。その結果、誰もか納得できる素案ができたのではないかと、私の個人的な感想である。

【座長】

これで会議を終了する。

市町の方には、是非メールでリアクションがほしい。

以上